事 務 連 絡 令和4年11月18日

公益社団法人日本看護協会 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課 医療安全推進·医務指導室

医療事故調査制度の普及・啓発に関する協力依頼について

標記について、別添のとおり各都道府県、保健所設置市及び特別区に対して事務連絡を発出いたしましたので、貴団体におかれましても、御了知いただくとともに、関係者に周知をお願いいたします。





事 務 連 絡 令和4年11月18日

各 保健所設置市 衛生主管部(局)御中 特 別 区

厚生労働省医政局地域医療計画課 医療安全推進・医務指導室

医療事故調査制度の普及・啓発に関する協力依頼について

医療行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。 平成27年10月より、医療事故が発生した医療機関において院内調査を行い、医療事 故調査・支援センターにおいてその調査報告を収集し、整理・分析することで医療事故 の再発防止につなげ、医療の安全を確保することを目的として、医療事故調査制度が実 施されています。

この度、住民への本制度の普及・啓発の更なる推進のため、医療事故調査・支援センターが新たなポスター、リーフレットを作成しました。

ついては、貴管内の病院、診療所又は助産所に対して、受診される住民の見やすいと ころへのポスターの掲示や、窓口等へのリーフレットの配置について、協力依頼をお願 いします。

また、住民等に対しても、制度の理解を深めていただけるよう、引き続き本制度の普及・啓発に御協力いただくようお願いします。

なお、厚生労働省は毎年 11 月 25 日を含む 1 週間を「医療安全推進週間」と位置付けておりますので、同週間における普及・啓発活動の際にも御活用ください。

(参考)

・一般社団法人日本医療安全調査機構(医療事故調査・支援センター)ホームページ 医療事故調査制度関係資料(ダウンロードして使用をお願いします)

https://www.medsafe.or.jp/modules/document/index.php?content_id=1

• 医療安全推進週間

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/i-anzen/iryouanzennotorikumi_h31ikou.html

医療事故調査制度に関する相談専用ダイヤル(一般社団法人日本医療安全調査機構) 03-3434-1110(平日 9 ~17 時 [原則])

「医療事故調査制度」を



医療が提供されている中で「予期せぬ死亡」が発生した時、 原因を究明するために調査を行い、 再発防止につなげ、安全な医療を目指します。





-般社団法人

相談専用ダイヤル 対応時間 平日9時~17時 03-3434-111





医療事故調査・支援センター

この制度の目的は何ですか?



医療の中で起きた予期しない死亡の原因を究明して、再発を防止するための制度です。

医療機関は、 何をしてくれますか?



まずこの制度の対象かどうかを判断します。 そして対象となる死亡の場合は「院内調査」を 行って、再発防止につなげます。

原因調査のためには遺体の解剖 が必要だと聞きましたが?



原因究明のためには病理解剖を行うことが とても重要です。病理解剖は、ご遺族の同意 の上で行います。

この調査制度を経験された ご遺族の声は?



「この制度がなかったら知り得なかった情報や 状況を知ることが出来た」

「家族がどうして亡くなったのか少しでも理解 できて良かった」

という声をいただいております。

本制度に関する 厚生労働省の 情報は こちらから



Q 医療事故調査制度 厚生労働省



厚生労働省

本制度の 詳しい内容は こちら



医療事故調査・支援センター

相談専用ダイヤル 対応時間 平日9時~17時 03-3434-1110



一般社団法人 **日本医療安全調査機構** (医療事故調査・支援センター)





医療が提供されている中で 「予期せぬ死亡」が発生した時、 原因を究明するために調査を行い、 再発防止につなげ、



一般社団法人

安全な医療を目指します。

日本医療安全調査機構(医療事故調査・支援センター)

原因を明らかにすることで 安全な医療に役立てます。

医療を受ける中で、

まさか亡くなるとは思わなかった、

いったい何が起きたのか…

なぜそうなったのかを知りたい。

こうした医療の中で起きた

予期しない死亡を報告し、

その死因、原因を調べることで

将来の安全な医療に生かす仕組みが

「医療事故調査制度」です。

2015年「医療法」に基づいてスタートしました。

あなたの大切な人が急に亡くなった時、

どうして亡くなったのか詳しく知りたい時には ためらわず医療機関の窓口へご相談ください。

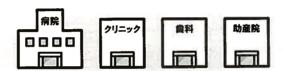
『医療事故調査制度』とは?

1 医療事故調査制度の対象となるのはどんな時?

医療事故調査制度は、死亡事例を対象とした制度です。 過失の有無にかかわらず、医療法に基づき、以下の2点に 該当すると、本制度の対象となります。

- 医療に起因する、または起因する可能性がある死亡や死産
- ●予期しない死亡や死産

※詳細は医療法をご確認ください。



2 対象となるかどうかの判断は誰がする? 相談できるところはあるの?

制度の対象に該当するかどうかの判断は、 医療機関が行います。

ご遺族の認識が医療機関の判断と 異なる場合には、まず医療機関に伝え、 よく話し合われることをおすすめします。

また、医療事故調査・支援センターでは、ご遺族から希望 があった場合には、ご遺族からの相談内容等を医療機関へ お伝えしております。







3 制度の対象と判断された後の流れは? 「院内調査」とは?

制度の対象に該当すると判断された場合、 医療機関からご遺族へ、その時点で分かっている 事故の状況や制度の対象事例として報告・調査 を行うこと等を説明します。

ご遺族への説明後、医療機関はセンターへ 医療事故発生の報告を行い、原因を明らかにするために 必要な調査(院内調査)を行います。

この調査は、原則として外部委員を入れて行われます。 院内調査が終了したら医療機関よりご遺族へ調査結果を 説明し、センターへ調査結果の報告を行います。

4 「センター調査」とは?

センター調査は、「院内調査」とは別に医療事故調査・支援センターが行う調査です。

センター調査は第三者が中立的な立場で行うものです。

本制度の対象として事故報告がされている事例については、 ご遺族または医療機関が「センター調査」を依頼することが できます。「センター調査」終了後は、調査結果がご遺族と 医療機関に報告されます。

※医療機関からセンターへ事故報告がされていない場合は 依頼することが出来ません。

5 調査結果をどのように活かすの?

医療事故調査・支援センターでは、 各医療機関から報告された調査結果を 集積、分析し再発防止策の普及啓発を 行っています。

